

根室市教育委員会規則第1号

根室市文化賞条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月19日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和6年2月19日
根室市教育委員会規則第1号

根室市文化賞条例施行規則の一部を改正する規則

根室市文化賞条例施行規則（昭和52年根室市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「毎年8月15日（日曜日又は土曜日に当たるときは、直近の月曜日）」を「教育長が別に定める期日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。